



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

610	随意契約の相手方の決定	(広報課).....	1
611	〃	( 〃 ).....	2
612	〃	(情報政策課).....	2
613	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	3
614	小田井土地改良区の定款変更の認可	(農業農村整備課).....	3
615	貴志川土地改良区の定款変更の認可	( 〃 ).....	4
616	引の池土地改良区の定款変更の認可	( 〃 ).....	4
617	基本測量の終了	(技術調査課).....	4
618	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課).....	4
619	〃	( 〃 ).....	4
620	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 ).....	5
621	〃	( 〃 ).....	5
622	道路の位置の指定	(都市政策課).....	6
623	〃	( 〃 ).....	6

### ○ 公安委員会告示

21	技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	.....	6
----	---------------------	-------	---

### ○ 選挙管理委員会告示

27	政治団体の届出事項の異動の届出	.....	7
28	政治団体の解散の届出	.....	8
29	政治団体の設立の届出	.....	8
30	令和元年和歌山県選挙管理委員会告示第33号(政治団体の設立の届出)の一部訂正	.....	9
31	政治活動のため寄附を受け、又は支出することができない団体	.....	9

### ○ 公告

	農地を利用する権利の設定に関する裁定に係る公告の取消し	(農林水産総務課).....	10
--	-----------------------------	----------------	----

## 告 示

### 和歌山県告示第610号

令和4年度県政広報テレビ番組の制作及び放送事業の委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年5月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
令和4年度県政広報テレビ番組の制作及び放送事業 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県広報課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社テレビ和歌山

和歌山市栄谷151番地

5 随意契約に係る契約金額

172,365,370円（うち消費税及び地方消費税の額15,669,579円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第1号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

---

**和歌山県告示第611号**

令和4年度県政ラジオ広報番組の制作及び放送業務の委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

令和4年度県政ラジオ広報番組の制作及び放送業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県広報課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社和歌山放送

和歌山市湊本町三丁目3番地

5 随意契約に係る契約金額

33,239,564円（うち消費税及び地方消費税の額3,021,778円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第1号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

---

**和歌山県告示第612号**

令和3年度個人番号利用事務系及びLGWAN接続系プラットフォーム構築・運用保守委託及び機器賃貸借について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則

（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
令和3年度個人番号利用事務系及びLGWAN接続系プラットフォーム構築・運用保守委託及び機器賃貸借一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県企画部企画政策局情報政策課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年3月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
NTTグループ・FNETSコンソーシアム  
（代表者）西日本電信電話株式会社  
大阪府大阪市都島区東野田町四丁目15番82号  
（構成員）NTTビジネスソリューションズ株式会社  
大阪府大阪市北区大深町3番1号  
（構成員）富士通ネットワークソリューションズ株式会社  
神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5  
（構成員）NTT・TCリース株式会社  
東京都港区港南一丁目2番70号
- 5 随意契約に係る契約金額  
1,111,000,000円（うち消費税及び地方消費税の額101,000,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

**和歌山県告示第613号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和4年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3021000710	グループホーム こんぱる	橋本市隅田町真土187-4	共同生活援助	特定なし	合同会社あまいろ	橋本市隅田町中島266-1	令和4.5.1

**和歌山県告示第614号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、小田井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和4年5月10日

**和歌山県告示第615号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、貴志川土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和4年5月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

**和歌山県告示第616号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、引の池土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和4年5月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

**和歌山県告示第617号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年5月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 2 作業期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県全域

**和歌山県告示第618号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成28年2月19日付け和歌山県告示第146号及び平成29年5月30日付け和歌山県告示第704号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和4年5月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
東谷中畑2（Ⅱ-400）、広口21（Ⅲ-110）、宮の下（Ⅰ-120）、広口16（Ⅱ-455）、広口1（Ⅰ-3079）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図書のとおり  
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第619号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成28年10月4日付け和歌山県告示第1119号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和4年5月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
堂の向谷川（5-384-2-020）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第620号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和4年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
東谷中畑2（Ⅱ-400）、広口21（Ⅲ-110）、宮の下（Ⅰ-120）、広口16（Ⅱ-455）、広口1（Ⅰ-3079）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項  
次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第621号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和4年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
堂の向谷川（5-384-2-020）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項  
次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第622号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。  
令和4年5月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3567	紀の川市中三谷字西馬場脇 187番1の一部、189番1の一部、 189番3の一部、193番1の一部、 193番3の一部、水路	和歌山市餌差町一丁目36番地 紀の国住宅株式会社 代表取締役 林裕介	令和 4.4.19	6.00 ） 7.00	96.36

和歌山県告示第623号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。  
令和4年5月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3602	西牟婁郡上富田町岩田字上 岩田2863番1の一部	西牟婁郡上富田町岩田2852 番地の4 栗栖万博	令和 4.4.21	5.00	91.36

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第21号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。  
令和4年5月10日

和歌山県公安委員会委員長 竹田純久

1 審査の種類等

種 類	内 容	期 日	場 所
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（準中型） 技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（大自二） 技能検定員審査（普自二） 技能検定員審査（牽〔けん〕引） 技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種） 技能検定員審査（普通二種）	技能検定に関する技 能及び知識	令和4年6月13日（月）から同月	和歌山市西1番地 交通センター内

教習指導員審査（大型） 教習指導員審査（中型） 教習指導員審査（準中型） 教習指導員審査（普通） 教習指導員審査（大特） 教習指導員審査（大自二） 教習指導員審査（普自二） 教習指導員審査（牽〔けん〕引） 教習指導員審査（大型二種） 教習指導員審査（中型二種） 教習指導員審査（普通二種）	教習に関する技能及び知識	17日（金）まで	和歌山県警察本部 交通部運転免許課
--	--------------	----------	----------------------

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

令和4年5月16日（月）から同月23日（月）までの毎日（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

ア 運転免許証

イ 審査申請書（申請場所で所定の用紙を交付する。）

ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

エ 写真（申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの）1枚

(4) 技能検定員及び教習指導員審査手数料

審査の種類ごとに和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）で定める金額

3 審査についての問合せ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課講習・教習所係（電話073-473-0110 内線364）

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年5月10日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党紀北支部	井出益弘	主たる事務所の所在地	和歌山市粟375-23	和歌山市善明寺1-14	令和4.4.1

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
久保浩二後援会	広木清	会計責任者	庄司靖	中田建司	令和4.2.19

鶴保庸介後援会連 合会	中西孝紀	代表者	中西孝紀	角谷英樹	令和 4.3.1
おざき博文後援会	中根滋	主たる事務所の 所在地	田辺市稲成町88-6	田辺市稲成町219番1	令和 4.3.31
桐章会	森川知治	主たる事務所の 所在地	和歌山市南汀丁18 スマ イルホテル1階	和歌山市南出島79-15	令和 3.12.1
		代表者	森川知治	坂口全彦	令和 3.12.1
日本薬業政治連盟 和歌山県支部	玉井武士	会計責任者	福住誠	伊藤祐也	令和 4.4.1
藤木しんや和歌山 県後援会	次本圭吾	会計責任者	林勝治	大澤千津子	令和 4.4.1
和歌山県農政連盟	次本圭吾	会計責任者	林勝治	松平巖	令和 4.4.1

## 和歌山県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年5月10日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

## その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
尾和弘一後援会	山崎知行	令和 4.3.10
メイセイ会	前田雄三	令和 3.12.31
住みよい日高町をつくる会	木下美津夫	令和 3.12.31
国民生活党和歌山県総支部	寺村心	令和 4.2.28

## 和歌山県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年5月10日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

## その他の政治団体

## 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
山下しんじ後援 会	山下慎二	山下利香	伊都郡かつらぎ町窪45	令和 4.3.30



しまだなつこと 歩む会	嶋田奈津子	嶋田奈津子	日高郡日高町志賀2779-1	令和 4.4.8
----------------	-------	-------	----------------	-------------

## 和歌山県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出について、善の会から訂正の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、令和元年和歌山県選挙管理委員会告示第33号（政治団体の設立の届出）の一部を次のとおり訂正する。

令和4年5月10日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

表中

「山下浩二」を「山下浩仁」に訂正する。

## 和歌山県選挙管理委員会告示第31号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和4年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出することができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき公表する。

令和4年5月10日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

## その他の政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名
負門俊篤後援会	伊都郡高野町東富貴258-1	負門俊篤	今城和人
岡ひろのり後援会	橋本市御幸辻762-5	木村好成	岡律子
川端進後援会	海南市鳥居121-3	瀧上恭宏	坂中美佐子
がんばろう橋本の会	橋本市高野口町名古曾402番地	岡本安弘	丸山龍也
県政110番	和歌山市野崎156-1	村垣勝	森田茂樹
たまき一郎後援会	日高郡由良町門前1004番地	岡魏	岡正樹
ばば博文後援会	日高郡由良町衣奈280-2	山中孝次	川端和博
福井きょうた後援会	伊都郡かつらぎ町妙寺160-47	福井伊津美	加藤瞳
藤本憲一後援会	伊都郡かつらぎ町妙寺913	藤本憲一	藤本佳央
松浦けんじ後援会	橋本市原田64-6	松尾清孝	松浦雪江

公 告

農地を利用する権利の設定に関する裁定に係る公告の取消し

令和3年11月12日付け和歌山県報第260号掲載の公告（農地を利用する権利の設定に関する裁定）を取り消す。

令和4年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸